

生徒心得

1. 礼儀

- (1) 社会生活において相互の人格を尊重する誠意のあらわれは礼儀であることを認識し、相手や場にふさわしい言葉遣い、服装容儀等を心掛ける。
- (2) 挨拶の励行を心掛け、校内で来客に会ったときは丁寧に会釈する。

2. 頭髪・服装について

(1) 制服

I 型

ア. 本校指定（上着裾裏、ズボン腰部に校章入り）の標準型を着用する。本校所定のボタンをつけ、左襟に校章をつける。シャツは白色のワイシャツとし、左胸にエバマーク（4月に4枚配布されます。さらに必要な場合には職員室で購入できます。）をつける。また、ベルトは黒・茶の無地で一列穴とする。

イ. 夏季（6月から9月末まで）は制服のズボンに白色のワイシャツか開襟シャツとする。シャツの左胸にエバマークをつける。

II 型

ア. 本校指定の制服を着用する。（スカート丈は膝頭のラインとする。）シャツは白色のワイシャツか開襟シャツとし、左胸にエバマークをつける。

イ. 夏季（6月から9月末まで）は制服のスカート、またはスラックスに上記のシャツとする。シャツの左胸にエバマークをつける。

(2) 靴

茶、黒の革靴または運動靴とする。

(3) 靴下

I 型・・・白色またはダークカラーとする。

II 型・・・黒、紺とする。（ワンポイントは可。ルーズソックス・ライン入り・膝上のものは不可）

ストッキングは黒、紺、ベージュとする。

(4) コート

黒色、紺色、ベージュ色などの華美でないものとする。革ジャン及びGジャンは禁止する。

(5) セーター

着用する場合は本校指定のものとする。

(6) 髪型

パーマ、カール、着色、脱色等は原則禁止する。髪留めはダークカラーのゴムのみとする。

(7) その他

① 装飾品（指輪、ピアス、エクステ、ネックレス、つけまつげ、つけ爪、カラーコンタクト等）、化粧、皮膚への加工（マニキュア、人工的な日焼け、まゆぞり、アイプチ、入れ墨等）は禁止する。

② 防犯にも配慮した身だしなみを整える。

3. 交通関係について

(1) 免許証の取得について

自動二輪の免許取得、乗車、同乗を禁止する。

① 原付バイク

ア. 原付バイク免許取得について

- a. 免許取得に際し、「原付バイク免許取得願い」を提出する。
なお、授業の欠席は認めない。また、原則として長期休業中に取得する。
- b. 取得後直ちに学校に申し出て、運転免許証の提示をする。
- c. 自賠責保険・任意保険に加入する。(コピー等を提出)
- d. 運転に際しては、交通ルールを守り、必ずヘルメットを着用する。
(フルフェイスの義務づけ)
- e. 上記について違反した者は学校で指導する。

イ. 原付バイク通学許可について

- a. 下記の条件を満たす生徒は、申請によりバイク通学を許可する。
 - i. 部活動加入者に限り、自宅から学校までの距離が10km以上あること。
 - ii. 部活動は、活動していることを原則とする。

(2) 自転車について

- ① 自転車通学希望者は許可願いを提出し、条件を満たした者について許可する。また、自転車保険(賠償責任保険)に必ず加入すること。
- ② 自転車通学者は所定のステッカーを貼付する。
- ③ 乗車中のイヤホン、携帯・スマートフォンの使用を禁止する。2人乗り、傘さし運転は厳禁とする。雨天時には雨合羽を着用する。
- ④ 盗難防止のため、カギは2箇所に取り付け施錠することが望ましい。
- ⑤ ヘルメットは、できる限り着用する。

4. アルバイトについて

(1) アルバイトは、原則として長期休業期間に許可するものとする。ただし特別な事情がある場合は申し出ること。

(2) 長期休業期間中にアルバイトを実施する際には、許可願いを提出し、保護者同席の上、学校長の許可を得る。